

森林の伐採及び伐採後の造林の届出等の制度について

森林の伐採には届け出等が必要です

「自分の山の木なら、自由に伐ってもいい。」そのように思っている森林所有者の方はいらっしゃるいませんか？たとえ自分の山でも森林を伐採するときは、事前に届け出をすることが法律で義務づけられています。また、平成29年4月1からは森林所有者等に対し、伐採後の造林の状況報告が義務づけられました。（森林法第10条の8第2項）

○届け出の必要性

「伐採及び伐採後の造林の届出制度」は、森林の伐採が市町村森林整備計画に従って適切に行われるよう、届け出をしていただくものです。それと同時に森林の大切な働きを失うことのないよう、伐採跡地の造林計画を届け出することも義務づけられています。

○届け出の対象となる森林

保安林と保安林施設地区を除く民有林（地域森林計画の対象森林）です。竹林を除く森林を伐採する場合、その目的・樹種・面積・間伐と主伐の別などを問わず、事前に届け出が必要となります。

ただし、林地開発の許可を受けた森林を伐採する場合は、届け出の必要はありません。また、森林経営計画に基づいた伐採の場合には、事後の届け出となります。

○伐採の届出者

伐採の届け出は、森林所有者などの「伐採の権限を持つ方」が行います。

例は、次のとおりです。

- ・森林所有者（自分で伐採する場合、または請負による伐採の場合）
- ・伐採業者などが森林所有者から山林の立木を買い受けて伐採する時は、買い受けた人

○必要書類、提出の時期

伐採届

- ・伐採及び伐採後の造林届出書（森林法第10条の8第1項）
- ・伐採を行う場所を示す森林計画図

提出時期は、伐採を開始する日の90日から30日前までの間です。

森林の状況報告書

- ・伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書（森林法第10条の8第2項）
- 提出時期は、造林完了後30日以内です。

○提出先

森林の所在を有する市長（農林業振興課 林業振興係）に提出します。

無届けの場合や、変更命令、遵守命令に従わない場合は、森林法第208条第1号により100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

お問い合わせ先 農林業振興課 林業振興係 TEL 0597-89-4111（内線485）

伐採及び伐採後の造林の届出等の制度

民有林の立木を伐採するときは、森林所有者等はあらかじめ市町村長に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出してください。

伐採及び伐採後の
造林の届出書の提出
森林法第10条の8第1項

伐採開始予定日の
90～30日前

伐採の実施



造林の実施



伐採及び伐採後の
造林に係る森林の
状況報告書の提出
森林法第10条の8第2項

伐採及び伐採後の造林の届出書

市町村長殿

届出人 住所 氏名
(注)届出は、伐採と伐採後の造林をする権原を有する者が提出(異なる場合には、連名で提出)

- 1 森林の所在場所
(注)伐採・造林箇所を特定するために位置図その他の図面を添付してください。
- 2 伐採の計画
(注)記載項目は、伐採面積、伐採方法、伐採樹種、伐採齢、伐採の期間
- 3 伐採後の造林の計画
(注)記載項目は、造林の方法(人工造林・天然更新)別の造林面積、造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積・植栽本数

届出書を提出しないで
伐採した場合
(森林法第208条第1号)
100万円以下の罰金

<お問い合わせ先>
熊野市農林業振興課
林業振興係
TEL: 0597-89-4111 (内線485)